

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 49 年 1 月に国民年金に加入してから、60 歳になるまで、国民年金保険料を支払ってきた。

夫が退職した時、社会保険事務所に行き、60 歳まで国民年金保険料を納めた方がよいかどうか相談したところ、納めた方がよいとのことであったが、その時は未納についての説明はなかった。

再度、社会保険事務所に行った時、初めて未納があることを知ったが、国民年金保険料はすべて支払っており、3 か月だけ未納とは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 3 月に A 市（現在は、B 市）で払い出されており、申立期間を除いて 60 歳に到達するまで、国民年金保険料がすべて納付されていることから、申立人の国民年金に対する意識の高さが認められる上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立期間の前後を通じて、夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年3月まで
② 昭和39年4月から48年3月まで

昭和47年10月3日、A農協B支所の組勘口座から、C町役場D支所に2万5,000円納付し、その証として組合員勘定報告書があるので、納付したことを認めてほしい。

夫の追納保険料は、昭和47年9月29日に現金でC町役場D支所に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料（昭和47年10月3日発行のA農協の組合員勘定副報告書）を所持しており、その報告書の記載内容によると、当該期間の保険料に相当する金額が組合員勘定口座から現金で引き出されている。

また、申立人の夫についても、申立期間②とほぼ同様の期間（免除期間と昭和45年度の未納期間）の保険料を追納しているのが確認でき、申立人のみ追納をしなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、追納できなかった5か月の免除期間はあるものの、その他の期間の保険料はすべて納付し、夫婦共に国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①の保険料を納付したとする昭和47年の時点では、申立期間①のすべ

てが時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

年金記録の照会をしたところ、昭和45年3月から47年3月の国民年金の期間が未納になっていた。

国民年金の加入手続は父が行ったが、親から年金は自分で納めるように言われ、昭和45年3月に国民年金に加入してからずっと保険料を自分で納めていた。

自分の持っている年金手帳は印紙検認が無く、役場から出されている年金手帳保管証もいつ発行されたのか分からない。年金手帳も父から結婚の際に渡されたと思うが、いつ渡されたのか記憶に無い。

自分としては、20歳からきちんと納めていたことを誇りに思っているので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の期間の国民年金保険料を、厚生年金保険から国民年金への切替手続の際に生じた1か月の未加入期間を除き、すべて納付している上、婚姻後も任意加入により、国民年金保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、国民年金保険料を納付していた役場内の金融機関についての申立人の証言は、A町役場から聴取した当時の状況と合致しており、申立内容は信憑^{びよう}性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月

昭和 54 年 5 月の国民年金保険料を役場の出納員に支払ったが、厚生年金保険に同月に加入した。還付を受けた記憶が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書を保持している上、A町が保管している旧B町国民年金被保険者名簿の保険料納付記録からも、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できる。

また、社会保険庁には、還付を行った場合には保存されているはずの申立人の特殊台帳が存在しないととも、申立人の旧B町国民年金被保険者名簿にも還付処理の記録が無く、還付処理が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B支店における資格取得日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険加入期間を確認したところ、上記の申立期間について加入記録漏れがあった。同一企業内の転勤でありながら、加入記録が抜けているのはおかしい。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員台帳、在職証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立事業所に継続して勤務し（平成2年6月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成2年8月の社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情はないものの、事業主は同社B支店における申立人に係る資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成2年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分及び7月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける、資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に、資格喪失日に係る記録を41年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年7月から38年9月までは1万円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から40年9月までは1万4,000円、同年10月から41年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から41年4月10日まで
有限会社Aに昭和36年2月25日から37年4月30日まで勤務、途中2か月間、他の塗装工場に勤務後、37年7月1日から再度勤務していた。社会保険事務所で調査したところ、37年4月30日までの加入期間しか判明しなかった。上記申立期間については、同期入社と同僚も一緒に勤務しているのに、自分だけが厚生年金保険に加入していないことはないため、記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が有限会社Aで勤務していたことは、申立人及び同僚から提出された写真から推認できる上、申立人の同期入社と同僚3人については、全員が昭和41年4月10日まで厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できる。

また、複数の同僚から「申立人は一時期2か月ほど他の塗装工場に行っていたが、帰ってきてからは工場内の独身寮に同期入社と同僚と住んでおり、結婚後も正社員として勤務し、途中で勤務形態等に変更はない。」との証言が得られた。

さらに、倒産時の事業主の妻は、「申立人は申立期間において正社員として勤務しており、正社員については全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

加えて、申立人が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金被保険者数がおおむね一致するため、事業主の妻の供述どおり、当時当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の社会保険事務所の記録から、37年7月から38年9月までは1万円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から40年9月までは1万4,000円、同年10月から41年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の標準報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月分から41年3月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月6日から同年11月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格取得日を昭和32年10月6日に訂正し、32年10月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月2日から同年7月2日まで
② 昭和32年10月6日から同年11月6日まで

厚生年金保険の加入記録について調べたところ、申立期間の4か月が抜けている。昭和29年4月2日にA株式会社に入社したが、入社後3か月は厚生年金保険の加入記録がない。その後、昭和32年10月6日にA株式会社C工場から同社B工場に転勤になった。当時は、子会社のD株式会社の資材係を兼務していたが、加入記録が抜けているのはおかしい。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録から申立人がA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、当該期間については、申立人の当該期間前後の厚生年金保険の記録及び同僚の供述から同一企業内の転勤と認められ、申立人と勤務形態、業務内容を同じくする同僚には厚生年金保険の継続した記録が存在する上、申立人と同時期に、同社C工場（以下C工場という。）から同社B工場（以下B工場という。）に異動した同僚2人の記録をみると、B工場における資格取得日は、それぞれ昭和32年10月17日、同年10月20日となっているが、いずれの資格取得日もC工場における資格喪失日と同日とな

っており、厚生年金保険の被保険者期間は継続している。

さらに、申立人は当該期間の当時、A株式会社の子会社であるD株式会社の資材係を兼務しており、業態から考えれば、B工場と同一敷地内にあったD株式会社の工場の操業開始（昭和32年10月）にあたり、操業開始前に資材を仕入れると考えられることから、資材係であった申立人は、前述の同僚2人よりも先にB工場に着任したものと考えられ、資格取得日については、C工場における資格喪失日と同日の昭和32年10月6日と認められる。

加えて、事業主も人事記録等は保管していないものの、当該期間について「申立人が厚生年金保険が適用され、保険料控除も行われていた正社員だったことは間違いない。」と供述していることから、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和32年10月の標準報酬月額については、社会保険事務所の32年11月の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張するが、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、当該期間について、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和29年7月3日と記録されており、この記録以外に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、昭和29年4月2日にA株式会社に入社した時は期間臨時工員だったとしており、事業主も、採用後3か月程度は試用期間とし、その後正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことから、申立期間①において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、申請免除され、及び納付していたものと認めることはできない。また、平成2年4月から3年3月までの期間及び3年9月から4年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成2年3月まで
② 平成2年4月から3年3月まで
③ 平成3年9月から4年12月まで

申立期間①は、生活保護を受給していたが、昭和61年3月に長女が高校を卒業後、就職したため、以後は収入を得られるからと市役所の福祉担当職員から国民年金保険料の納付を勧められ、市役所で年度の一部の期間の免除申請をし、一部期間の保険料を支払った。免除申請は、3、4回した記憶があり、支払った月数は、各年度3か月か4か月か、多くて6か月くらいだと思う。

申立期間②及び③は、平成2年4月に次女も就職したため、生活保護が廃止され、その後の保険料は、全額支払っており、免除申請はしていない。保険料は、毎月、銀行で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、生活保護受給期間中に、市の生活保護担当職員から納付を勧められ、一部期間の免除申請もしたと主張しているが、A市からは、生活扶助受給期間中の者に対し法定免除期間の国民年金保険料の納付を勧めることはないとの回答を得ている。

また、申立人に係る生活保護法に基づく生活扶助は、昭和57年5月に開始、平成2年7月1日に廃止されていることがA市の回答により確認でき、申立期間①及び申立期間②（2年7月まで）が法定免除とされている社会

保険庁の免除記録の不備をうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間①当時に免除申請をし、承認を受けたとは考え難い。

さらに、A市からは、生活保護廃止時点では国民年金保険料の納付や免除申請についての指導、助言等を行っているとの回答も得ている上、申立期間②（平成2年8月以降）及び③とその前後の期間には、社会保険庁の記録から申立人が3回の免除申請を行っていること、及び年度の一部の期間の保険料を支払っていることなどが確認できることから、申立人は、申立期間②及び③とその前後の期間を、市の職員に勧められて一部の期間の保険料を納付した期間と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除され、及び納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の申請免除や納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除され、及び納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの期間及び63年4月から平成3年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から62年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで
③ 昭和63年4月から平成3年3月まで

婚姻前は国民年金保険料を支払ったことはなく、すべて免除であった。婚姻当初、妻に「払うな。」と言ったこともあったが、最終的には妻に任せていた。

申立期間①及び③は、免除記録となっているが、妻が毎月月初めに信用金庫で納付した。3か月ごとに支払うことはできなかったと思う。

申立期間②は、未納となっているが、昭和60年X月に生まれた長男が、2歳の時に脳性マヒと言われ、肢体不自由児施設に訓練に通わなければならなくなり、その付き添いのため妻がパートを休まなければならなくなったため、昭和62年度分の納付書が送られてきたが、とても支払えないので、免除申請をした。免除はこの1年のみである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻に任せていたとしており、申立期間における国民年金保険料納付及び免除申請に関与しておらず、申立期間①(昭和58年10月以降)及び③は、妻も申請免除、申立期間②は、妻も未納となっている。

また、申立人の妻の供述において、申立期間①に係る納付書の様式や保険料の納期、保険料額については、いずれも当時のA市の取扱いや当時の保険料額とは相違がみられ、申立てどおりに納付していたものとは考えにくい。

さらに、肢体不自由児施設からの回答では、申立人の妻が長男の療育相談に施設を訪問したのは昭和 62 年 8 月、長男が施設に通園措置となったのは 63 年 11 月と確認できるが、このいずれの時点でも、62 年 4 月にさかのぼって免除承認を受けることはできず、申立期間②について、申立てどおりの免除申請がなされたものとは考えにくい。

加えて、申立期間③については、申立人の長男が肢体不自由児施設に通園するようになった時期であるとともに、社会保険庁の記録では、免除の申請日、処理日が確認でき、これら免除記録の不備をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び③の国民年金保険料が納付され、申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①及び③の国民年金保険料が納付されていたこと、及び申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 3 年 6 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
⑤ 平成 3 年 6 月から 4 年 3 月まで

申立期間①は婚姻前で、兄と共に実家の家業を手伝っていた。免除ではなく、両親、兄、自分の 4 人分の保険料を、母親が支払ってくれたと思っていた。

婚姻後の申立期間②、④及び⑤は、免除記録となっているが、昭和 57 年 6 月に婚姻し、翌年度から、夫婦二人分の保険料を毎月月初めに信用金庫で納付している。納付書は、横版で、毎月切符を切ってくれた。3 か月ごとに支払うことはできなかった。

申立期間③は、未納となっているが、昭和 60 年 X 月に生まれた長男が、2 歳の時に脳性マヒと診断され、肢体不自由児施設に訓練に通わなければならなくなり、その付き添いのため自分がパートを休むこととなったため、昭和 62 年度分の納付書が送られてきたが、とても支払えないので、免除申請をした。免除はこの 1 年のみである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当該期間における国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既

に亡くなっている上、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、当時同居して一緒に家業を手伝っていたとする申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月に申立人と連番で払い出されている上、兄も申立人と同様、51 年 7 月から申請免除期間とされており（昭和 53 年 4 月以降は未納）、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人は、婚姻後は、その夫の国民年金保険料と一緒に自らの保険料も納付していたと供述しているが、申立期間②及び④については夫も申請免除、申立期間③については、夫も未納となっている。

また、申立期間②に係る納付書の様式や保険料の納期、保険料額についての申立人の供述は、いずれも当時の A 市の取扱いや当時の保険料額とは相違がみられ、申立てどおりに納付していたものとは考えにくい。

さらに、肢体不自由児施設からの回答では、申立人が長男の療育相談に施設を訪問したのは昭和 62 年 8 月、長男が施設に通園措置となったのは 63 年 11 月と確認できるが、このいずれの時点でも、62 年 4 月にさかのぼって免除承認を受けることはできず、申立期間③について、申立てどおりの免除申請がなされたものとは考えにくい。

加えて、申立期間④については、申立人の長男が肢体不自由児施設に通園するようになった時期であるとともに、社会保険庁の記録では、免除の申請日、処理日が確認できる上、申立期間⑤については、申立人が平成 3 年 6 月から同年 12 月までの免除承認を受けたこと、及び 4 年 3 月の時点で、免除の終期を 4 年 3 月までに変更していることも確認でき、これらの免除記録の不備をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間②、④及び⑤の国民年金保険料が納付され、申立期間③の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間②、④及び⑤の国民年金保険料が納付されていたこと及び申立期間③の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
A 大学の医局に籍をおきながら、申立期間①は B 病院、申立期間②は C 病院に派遣されていた。
給与は病院から支給されていたが、明細は特に気にしていなかった。
厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については B 病院に、申立期間②については C 病院に派遣され勤務していたと主張しているが、派遣元の A 大学では、申立人は当時大学院生で在職記録はなく、申立人に係る派遣記録及び厚生年金保険の記録については平成 6 年以前の資料が無いため、確認できないとしている。

申立期間①について、派遣先の事業主から提出された在職証明書、人事記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において B 病院に勤務していたことは確認できるものの、同時期に当該事業所に嘱託医師として勤務していた 3 名に厚生年金保険の記録は無いことから、A 大学から派遣され勤務していた申立人の申立期間①については、厚生年金保険の被保険者でなかったと考えるのが自然である。

申立期間②について、派遣先の事業主は、昭和 58 年以前の臨時及び嘱託職員の人事記録等が残っていないため、申立人の C 病院における勤務について確認できないとしている。

また、事業主は、臨時及び嘱託職員が厚生年金保険に加入していた場合、D 市に被保険者資格の取得・喪失の書類は保管されるが、申立人に該当す

る職員の記録は無いとしていることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②における同僚は既に死亡等で、勤務実態及び厚生年金保険の適用に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。